

説明資料

《子どもの居場所関係》

○就学前教育・保育の実施状況(平成23年度)	2
○幼稚園・保育所を利用していない子どもの居場所について	3
○幼稚園・保育所・認可外保育施設の比較	4
○幼稚園教育要領及び保育所保育指針	5
○保育士資格と幼稚園教諭免許の比較	6

《各種試算関係》

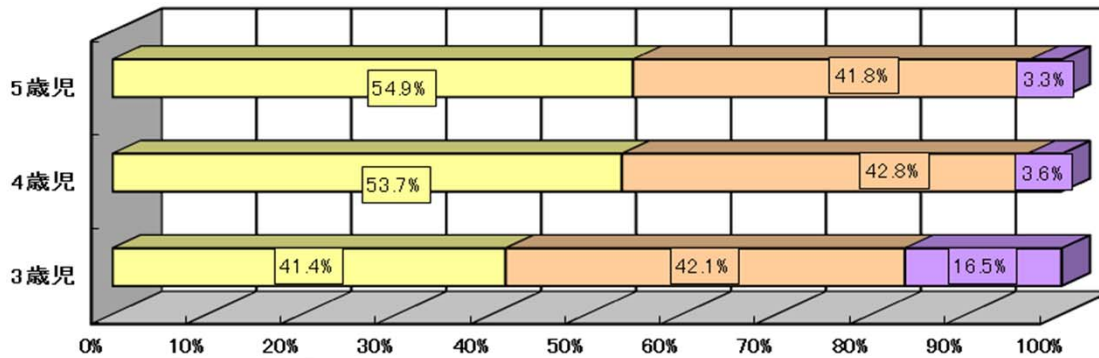
○幼児教育の無償化に要する追加公費(平成25年度ベース)	7
○幼児教育を無償化する場合の所得階層別所要額(推計)	8
○幼児教育を無償化する場合の年齢別所要額(推計)	9
○幼児教育を無償化する場合の保育所関係所要額(推計)	10
○多子世帯の負担軽減の特例(現行制度の概要)	11
○多子世帯の保護者負担の軽減(幼稚園と保育所の比較)	12

就学前教育・保育の実施状況（平成23年度）

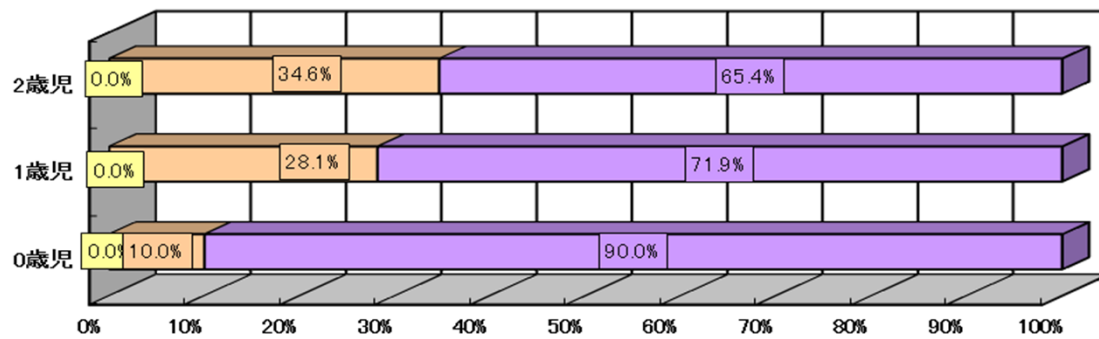
- 3歳以上児の多く(4歳以上児はほとんど)が保育所又は幼稚園に入所
- 3歳未満児(0~2歳児)で保育所に入所している割合は約2割

就学前教育・保育の実施状況(平成23年度)

【3~5歳児】<学年齢別>



【0~2歳児】



□ 幼稚園就園率 □ 保育所入所率 □ 未就園率

	幼稚園 在園者数	幼稚園 就園率	保育所 在所児数	保育所 入所率	推計未就園児数	未就園率	該当年齢人口
0歳児	0人	0.0%	105,000人	10.0%	943,000人	90.0%	1,048,000
1歳児	0人	0.0%	295,000人	28.1%	753,000人	71.9%	1,048,000
2歳児	0人	0.0%	373,000人	34.6%	704,000人	65.4%	1,077,000
3歳児	444,000人	41.4%	451,000人	42.1%	177,000人	16.5%	1,072,000
4歳児	571,000人	53.7%	455,000人	42.8%	38,000人	3.6%	1,064,000
5歳児	582,000人	54.9%	444,000人	41.8%	35,000人	3.3%	1,061,000
合計	1,597,000人	25.1%	2,123,000人	33.3%	2,650,000人	41.6%	6,370,000
うち0~2歳児	0人	0.0%	773,000人	24.4%	2,400,000人	75.6%	3,173,000
うち3~5歳児	1,597,000人	50.0%	1,350,000人	42.2%	250,000人	7.8%	3,197,000

※保育所の数値は平成23年の「待機児童数調査」(平成23年4月1日現在)より。
 4・5歳は「社会福祉施設等調査」(平成23年10月1日現在)の年齢別割合を乗じて推計。
 ※幼稚園の数値は平成23年度「学校基本調査報告書」(平成23年5月1日現在)より。なお、「幼稚園」には特別支援学校幼稚部を含む。
 ※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報(平成22年10月1日現在)より。
 ※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数及び保育所在所児数を差し引いて推計したものである。
 ※「待機児童数調査」、「社会福祉施設等調査」については、東日本大震災の影響により調査を実施していないところがある。
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

幼稚園・保育所を利用していない子どもの居場所について

○ 4歳以上児の推計未就園児のうち、ほとんどは認可外保育施設等に入所していると推定。

未就園児の居場所(平成23年度・推計)

	推計未就園児数	家庭的保育・認可外保育施設等				家庭等
		家庭的保育	事業所内保育施設	ベビーホテル	認可外保育施設	
0歳児	943,000 人	1,000 人	7,000 人	3,000 人	15,000 人	917,000 人
1歳児	753,000 人	3,000 人	16,000 人	7,000 人	31,000 人	696,000 人
2歳児	704,000 人	2,000 人	15,000 人	7,000 人	34,000 人	646,000 人
3歳児	177,000 人	0 人	10,000 人	5,000 人	28,000 人	134,000 人
4歳児	38,000 人	0 人	5,000 人	3,000 人	20,000 人	9,000 人
5歳児	35,000 人	0 人	5,000 人	4,000 人	22,000 人	5,000 人
合計	2,650,000 人	6,000 人	58,000 人	29,000 人	149,000 人	2,408,000 人

※家庭的保育の数値は、平成23年の利用児童数(保育課調べ)平成23年の「家庭的保育事業実施状況調査」(平成23年4月1日現在)による年齢別割合を基に推計。

※認可外保育施設は平成23年3月31日現在の利用児童数(保育課調べ)を基に推計。4・5歳児は、当該利用児童数に、地域児童福祉事業等調査による年齢別割合を乗じて推計。

※「待機児童数調査」、「社会福祉施設等調査」については、東日本大震災の影響により調査を実施していないところがある。

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

※4歳児・5歳児の「家庭等」については、家庭の他、障害児入所施設・通所施設等が考えられる。

※ただし、障害児通所施設については、幼稚園・保育所との並行通園が可能であるため、この場合は、幼稚園・保育所への就園児としてカウントされる。

幼稚園・保育所・認可外保育施設の比較

	区分	幼稚園	保育所	認可外保育施設
根拠	施設の性格 根拠法令	学校(認可施設) 学校教育法	児童福祉施設(認可施設) 児童福祉法	児童福祉施設ではない(届出対象) 児童福祉法
教育 内容等	対象児 保育時間 保育・教育 内容	満3歳～就学前の幼児 4時間を標準 ※預かり保育を実施 幼稚園教育要領 (保育所保育指針との整合性が 図られている)	0歳～就学前の保育に欠ける 児童 8時間を原則 (開所時間は11時間を原則) ※延長保育等を実施 保育所保育指針 (幼稚園教育要領との整合性が 図られている)	0歳～就学前の保育に欠ける児 童 8時間を原則 (開所時間は11時間を原則) 保育所保育指針に準じる
人員	保育者の 配置基準 資格	1学級 35人以下 幼稚園教諭 専修(院卒)1 種(大卒)2種(短大卒)	0歳 → 3:1 1、2歳 → 6:1 3歳 → 20:1 4、5歳 → 30:1 保育士(国家資格)	基本的に、保育所と同じ ただし、有資格者(保育士又は看 護師)は保育者の3分の1以上で 可
施設	施設基準 指導監督	幼稚園設置基準 (文科省令) 変更命令(公立施設のみ)、 閉鎖命令	児童福祉施設の設備及び運 営に関する基準 (厚労省令) 立入検査、改善勧告、改善 命令、事業停止命令、認可 取消	認可外保育施設指導監督基準 (厚労省局長通知) 立入検査、改善勧告、事業停止 命令、閉鎖命令

幼稚園教育要領及び保育所保育指針

幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性の確保を進めてきた結果、幼稚園と保育所における、3歳以上児に関する教育の内容については、相当程度、共通のものとなっている。

		幼稚園教育要領	保育所保育指針
基本的な考え方	計画的な環境の構成	計画的に環境を構成しなければならない。	計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。
	遊びを通した指導	遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。	生活や遊びを通して総合的に保育すること。
	一人一人の発達の特性に応じた教育	幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。	一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。
計画の作成	教育課程・保育課程の編成及び指導計画の作成	適切な教育課程を編成するものとする。 指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。	保育の基本となる「保育課程」を編成するとともに、これを具体化した「指導計画」を作成しなければならない。
教育内容	教育のねらい	「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域から構成 健康 ：健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。 人間関係 ：他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかわる力を養う。 環境 ：周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。 言葉 ：経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。 表現 ：感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。	「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域から構成 健康 ：健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。 人間関係 ：他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。 環境 ：周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。 言葉 ：経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。 表現 ：感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

※ 「幼稚園教育要領」は教育内容に関することを中心として定めている一方、「保育所保育指針」は保育内容に加えこれに関連する運営（保育所における自己評価等）について定めている。なお、幼稚園における学校評価は学校教育法施行規則等に規定されている。

※ 「幼稚園教育要領」では養護について明記していないが、幼稚園教育を実践するに当たっては幼児に対する一定の養護が必要となる。一方、「保育所保育指針」では養護と教育の両面から示している。

※ これまで、幼稚園教育要領の改訂を踏まえながら保育所保育指針を改訂、平成19年度に内容面の整合性を図りながら、幼稚園教育要領、保育所保育指針を改訂

保育士資格と幼稚園教諭免許の比較

	保 育 士 資 格	幼 稚 園 教 諭 免 許
概 要	○ 保育士（以下のいずれかに該当） ・ 保育士試験 ・ 厚生労働大臣の指定する養成校を卒業	○ 幼稚園教諭免許（Ⅰ種） 4年生大学等卒業 ○ 幼稚園教諭免許（Ⅱ種） 短期大学等卒業
養 成 科 目	保育士養成校の科目 [基礎科目]（8単位） ・ 外国語、体育、社会学、文学、哲学等の基礎教養科目	幼稚園教諭（Ⅱ種）の科目 [一般教育科目] ・ 外国語、体育、社会学、文学、哲学等の基礎教養科目
	[専門科目]（60単位） ・ 児童福祉 ・ 社会福祉 ・ 子どもの保健 ・ 子どもの食と栄養 ・ 乳児保育 ・ 社会的養護	[専門科目]（31単位） ・ 教育史 ・ 教育制度 ・ カウンセリング
	・ 教育原理 ・ 保育の心理学 ・ 保育課程論 ・ 音楽 ・ 図画工作 ・ 保育実習 等	・ 教育原理 ・ 発達心理学 ・ 保育内容 ・ 音楽 ・ 図画工作 ・ 教育実習 等
最低修得単位数 68単位	最低取得単位数 62単位	
職 場	・ 保育所 ・ 児童養護施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 障害児施設 等	・ 幼稚園

(注) 1 両資格（免許）は共に最低2年の修業年限を必要とするため、短大卒程度を例示した。

2 両資格（免許）を同時に取得するための最低取得単位数は、73単位程度（保育士資格最低取得単位数68単位+教育実習（幼稚園）5単位）となるが、実際には、それぞれの学校によって異なっており、80～90単位程度必要となる。

3 平成23年4月現在、指定保育士養成施設は587校。このうち幼稚園教諭免許も併せて取得できるのは463校。

幼児教育の無償化に要する追加公費 (平成25年度ベース)

単位:億円

	公立	私立	計
幼稚園	約220	約3,300	約3,520
保育所	約1,920	約2,400	約4,320
計	約2,140	約5,700	約7,840

- ※ 平成25年度の政府予算ベースで推計したもの。
- ※ 幼稚園・保育所に通園する3～5歳児の全員を無償化する場合。
- ※ 幼稚園は幼稚園教育要領に定める幼児教育を実施するために必要となる4時間相当の本体的な教育のための経費、保育所は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準で定められた8時間の保育のための経費を前提とした数値。
- ※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

幼児教育を無償化する場合の所得階層別所要額(推計)

(単位:億円)

公立幼稚園		私立幼稚園		保育所							
階層区分 (推定年収)		所要額	階層区分 (推定年収)		所要額	階層区分 (推定年収)		所要額			
I	生活保護世帯	約10	I	生活保護世帯	約1	I	生活保護世帯	0			
II	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)		II	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	約120	II	市町村民税非課税世帯	約60			
就園奨励費支給対象外	270万円～	約210	III	270万円～	約250	III	250万円～	約250			
			IV	360万円～	約1,850	IV	330万円～	約830			
			就園給 奨励 対象 費外	680万円～	約1,070	V	470万円～	約1,450	V	470万円～	約1,450
						VI	640万円～	約1,430	VI	640万円～	約1,430
						VII	930万円～	約160	VII	930万円～	約160
						VIII	1130万円～	約140	VIII	1130万円～	約140

※ 幼稚園の所要額は平成25年度政府予算ベースで推計した追加公費について、階層区分別の人数比(平成23年度幼稚園就園奨励費補助金実績ベース)を基に算定。

※ 保育所の所要額は平成25年度政府予算ベースで推計した追加公費について、階層区分別の人数比(平成24年4月1日現在の私立保育所に対する保育所運営費国庫負担金の実績ベース)を基に算定。

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

幼児教育を無償化する場合の年齢別所要額(推計)

(単位:億円)

	公立幼稚園	私立幼稚園	公立保育所	私立保育所	合計
3歳児	約30	約990	約650	約970	約2,650
4歳児	約80	約1,140	約640	約720	約2,590
5歳児	約100	約1,170	約630	約710	約2,610
合計	約220	約3,300	約1,920	約2,400	約7,840

※ 平成25年度政府予算ベースで推計した追加公費について、年齢別人数比(平成25年度予算ベース)を基に算定。

※ 保育所の4歳以上児の内訳は、平成23年度社会福祉施設等調査の4歳児・5歳児の割合を乗じて算定。

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

幼児教育を無償化する場合の保育所関係所要額(推計)

(単位:億円)

	保育所	私立幼稚園の保育料相当額を無償化した場合 *
3歳児	約1,620	約1,200
4歳児	約1,370	約1,090
5歳児	約1,330	約1,070
合計	約4,320	約3,360

※ 「*」は、私立幼稚園の1人あたりの無償化相当額を、保育所の利用児童数に乗じて算出

※ 現在、認可外保育施設を利用している児童に係る利用料を無料にした場合の所要額は、約340億円(3歳児:150億円、4歳児:90億円、5歳児:100億円)※平成21年度の認可外保育施設の年齢別利用料を、平成24年3月現在の認可外保育施設の利用児童数に乗じて算出

※ 私立幼稚園の1人当たりの無償化相当額を、認可外保育施設の利用児童数に乗じて算出した場合の所要額は、約200億円(3歳児:80億円、4歳児:60億円、5歳児:60億円)

多子世帯の負担軽減の特例(現行制度の概要)

(1) 幼稚園就園奨励費補助

小学校3年生以下の兄弟がいる世帯の第2子以降の園児を対象とした負担軽減措置を行うとともに、平成25年度予算(案)では、幼稚園に同時就園する第3子以降の園児について、保育所と同様に所得制限を撤廃することとしている。

○幼稚園に同時就園している場合

第2子	0.5	(下記階層区分に該当する場合)
第3子以降	0.0	(下記階層区分に該当する場合 → 平成25年度より全ての園児が対象)

○小学校1～3年生の兄・姉がいる場合

第2子	0.75	(下記階層区分に該当する場合)
第3子以降	0.0	(下記階層区分に該当する場合)

(階層区分)

【公立】生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割非課税世帯(年収約270万円まで)

【私立】第I階層：生活保護世帯、第II階層：市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯を含む)(年収約270万円まで)

第III階層：市町村民税所得割課税額(77,100円以下)世帯(年収約360万円まで)

第IV階層：市町村民税所得割課税額(211,200円以下)世帯(年収約680万円まで)

※ 数値は、第1子の保護者負担割合を[1.0]とした場合の第2子以降の概ねの保護者負担割合である。

※ 無償となる保育料の上限は、平均単価(公立：79,000円、私立：308,000円)。

(2) 保育所運営費負担金

保育所運営費においては、同一世帯から2人以上の就学前子どもが、保育所、幼稚園等を同時に利用している場合に、当該就学前子どものうち、年長の子どもから順に2人目は「0.5」、3人目以降は「無料」に保育料を軽減している。

○保育所、幼稚園等を同時に利用している場合

第2子	0.5
第3子以降	0.0

※ 全ての階層が対象(所得制限無し)

※ 数値は、第2子、第3子以降のそれぞれの子どもに係る保育料(年齢別)を[1.0]とした場合の軽減率

多子世帯の保護者負担の軽減（幼稚園と保育所との比較）

幼稚園

所得制限：原則あり（年収約680万円程度まで）

補助対象世帯
年収～約680万円

補助対象外世帯
年収約680万円～

A世帯

B世帯

C世帯

D世帯

小4

※小4以上はカウントしない



小3

第1子

第1子

小3



小2

小1

※小1以上は
カウントしない

保育所

所得制限：なし
（全世帯が対象）

E世帯

小4

小3

小2

小1

5歳

4歳

3歳

2歳

1歳

0歳



第1子
[1.0]



第2子
[0.5]
(半額)



第3子
[0.0]
(無償)

小4	※小4以上はカウントしない			
小3	第1子	第1子	第1子	第1子
小2				
小1				
5歳(年長)	第1子 [1.0]	第2子 [0.75] (25%減)	第1子 [1.0]	第2子 [1.0]
4歳(年中)	第2子 [0.5] (半額)		第2子 [1.0]	
3歳(年少)	第3子 [0.0] (無償)	第3子 [0.0] (無償)	第3子 [0.0] (無償)	第3子 [1.0]

※2歳以下はカウントしない

※ []内の数値は、第1子の保護者負担額を[1.0]とした場合の負担割合。